

西園寺公望はいかにして最後の元老となったのか

——「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」——

永 井 和

はじめに

東京三田の私邸で病氣療養中であった松方正義は、1924年7月2日の午後7時半、大勢の子や孫が見守る中、静かに息をひきとった。天保6年鹿児島城下に生まれた松方はこのとき90歳、西園寺公望より14ばかり年長であった。二年前に山県有朋が逝き、いままた松方がそのあとを追った。かくて大正天皇の即位に際して、いわゆる「至尊匡輔の勅語」を与えられた六人の元老（山県、松方、井上馨、大山巖、桂太郎、西園寺）のうち、これで五人までが世を去り、西園寺のみが一人遺された。文字どおり「最後の元老」となったのである。

これから先、1940年に92歳でその生涯を終えるまでの西園寺を何か一言で表現するとなれば、やはりこの「最後の元老」なる言葉がもっともふさわしい。何よりも西園寺その人が「最後の元老」たる自覚をもっており、山県と松方の死を見送ったのち、ただ一人の元老として皇室のために力をつくす覚悟を固めたことは、まだ山県存命中の1921年11月8日、後継首班として原敬暗殺後の政局を引き受けるよう自分に再出馬を勧める山県に、「私はあなた（山公）より年が若い、あなたは私より先に死せらるゝと思ふ、其時は私はあなたに成り代り宮中の事を御世話申す、それ故〔後継内閣の首班就任は〕請けられぬ」と答えた（岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』125頁。以下松本125と略す）ことから容易に推測されよう。山県死後にはさらに明瞭に「山公薨去後に於ては自分は非常なる責任を負はねばならぬ決心をした」「山公薨去後は松方侯は老齡でもあり（云々）、自分は全責任を負ひ宮中

の御世話やら政治上の事は世話を焼く考なり」との決意を披瀝していた（松本142, 152）。

松方の死によって、西園寺はたしかに大正時代「最後の元老」となった。それは生物学的な否応のない結果である。しかし、二人の元老のうち一人が先に世を去ったために、遺された一人が自動的に「最後の元老」たることが確定したわけではない。なぜなら、死んだ人間を生き返らせるのは無理だとしても、元老を新たに補充すること、すなわちその再生産は必ずしも不可能ではないからである。西園寺その人がそれを証明していよう。彼が元老になったのはもちろん大正天皇の治世からで、伊藤、山県、松方などとはちがって明治期には元老ではなかった。

もちろん、誰もが元老になれるわけではない。元老の条件は自ずから定まり、それを満たす人間はそう多くないうえ、年とともに減少していった。しかし、松方の死の時点でまったく皆無になったかといえ、必ずしもそうとは言えない。例えば、シーメンス事件で大きな傷を負いはしたが、山本権兵衛などは自他ともに許す有力候補者の一人であった。

純手続き的には、松方の死後、大正天皇（実質的には摂政である裕仁親王）が、しかるべき誰かに新たに「至尊匡輔の勅語」を与えれば、元老の補充は可能になる。いやそれよりも、昭和天皇がその踐祚に際して、西園寺以外の誰かに、彼に与えたのと同様な文面の「勅語」（「朕新ニ大統ヲ承ケ先朝ノ遺業ヲ紹述セントス卿三朝ニ歴事シ屢機要ヲ司ル勲勞殊ニ顕ハレ倚重最モ隆ナリ卿其先朝ニ効セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡輔シ朕カ事ヲ弼成セヨ」¹⁾）を受けさえすれば、それですんだのである。もちろん、その人物が西園寺よりも長命であれば、西園寺が「最後の元老」と呼ばれることもなかったはずである。元老再生産の機会は確実に存在していた。

しかし実際には、昭和天皇踐祚の際に「匡輔弼成」を求める勅語をうけた人物は西園寺以外にはなかった。新天皇が朝見式において特に勅語を与えた個人は、西園寺と皇族男子の最長老である閑院宮載仁親王、そして総理大臣の若槻礼次郎の三人だが、即位時に元老と皇族最長老と総理大臣に勅語が与えられる

のは、すでに大正天皇に先例があり、昭和天皇もそれにならったにすぎない。その治世を始めるにあたって、昭和天皇が元老として指名したのは西園寺ただ一人だった。つまり元老の再生産は意識的に見送られ、西園寺を最後に、元老はこれを自然消滅に任せるとの選択がこの時なされたのである。西園寺をして「最後の元老」たらしめたのは、山県と松方の死という否応のない生物学的事実ばかりではなかった。それを決定づけた第2の契機は昭和天皇践祚の際の選択であり、この措置によって西園寺が文字どおり「最後の元老」たることが確定したのである。

そう考えるならば、「西園寺はいかにして最後の元老となったのか」というこの論文の主題は、「なぜ元老の再生産はおこなわれなかったのか」に置き換えることができ、さらにそれは、昭和天皇践祚の際の選択がいかにしてなされたのか、なぜそのような選択がなされたのか、それを明らかにすることに帰着すると言ってよいだろう。本論文では、その問題に接近するために、松方の死の前後から昭和天皇の即位にいたる数年間、元老、内大臣など天皇側近の間で元老再生産をめぐる議論がどのように扱われ、いかなる経緯をへて決着がつけられたのかをあとづけてみた。予め結論を示せば、以下のようなになる。

山県死後、元老の再生産をめざす動きが一部に存在していた。しかし、西園寺は元老の再生産には否定的であり、その運動に対しては常に阻止的な方向で動いた。西園寺は自分が健在のうちには一人で天皇の下問に答える「一人元老制」を志向しており、自分の死後元老は自然消滅してかまわぬとの考えを抱いていた。昭和天皇即位の際の選択・決定は、この西園寺の意向を反映したものにはかならない。言い換えれば、西園寺自らが「最後の元老」たることを望み、それを積極的に引き受けようとした結果、彼は「最後の元老」となったのである。

もっとも、上の結論そのものには何ら目新しいものはない。そのことは同時代の論者によってつとに指摘済みだからである。西園寺自身は自らの考えを公けにはしなかったが、断片的に洩れ伝わった情報や西園寺の現実にとった行動から推測して、その真意は「元老は自分限りとし、あとは自然消滅にまかす」に相違ないとする論者が少なからずいた。吉野作造「西園寺公の元老無用論」

(『中央公論』1926年9月号)などはその好例といえよう。戦後の研究史においても同様に、すでに1960年代に伊藤隆によって吉野の評論や同じ観測を下している馬場恒吾の西園寺論が紹介され、西園寺の「元老自然消滅論」が示唆されており²⁾、さらにそれを踏まえた升味準之輔が、松本剛吉日誌の記事を根拠に、西園寺自らが「最後の元老」たることを望み、それを積極的に引き受けんとした結果、元老は補充されないままに終わったと主張した³⁾。

このように、骨子だけを取りあげれば、本論文の結論に新味といえるほどのものはないが、いくつかの新史料によっていままで不明瞭だった点、とくに元老が彼一人に限定されていく過程をいまだ少し鮮明にしえたこと、また西園寺の考えをより直接的に検証できたこと、さらにこの問題をめぐって牧野伸顕（宮内大臣・内大臣）と西園寺との間に考え方の違いがあったことを指摘できたところに、新しさがあるといえようか。そのほかには、大正末年から5・15事件までの政党内閣の時代は、これを元老制度のありかたから見れば、西園寺が「最後の元老」としてもっぱら内大臣と協議しつつ後継首班を奏薦した時代、つまり「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」の時代と規定できること、さらにこの「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」が西園寺の考えに由来し、しかも西園寺はこの制度に固執しつづけたことを明らかにした点を、あげておきたい。

なお、頻繁に引用する次の2史料は下のように略記し、本文中に挿入した。また、引用に際しては、適宜字体を変更したことを付記しておきたい。

(松本54) ……『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』岩波書店、1959年、54頁。

(牧野21) ……『牧野伸顕日記』中央公論社、1990年、21頁。

1 御下問範囲拡張問題

元老の再生産はおそかれはやかれ問題とならざるをえない。それだけの必然性をもっていた。元老が、引退した国家の功労者に与えられるたんなる榮譽職ではなくて、現実政治においてきわめて重要で、かつ統治上不可欠ともいうべ

き機能をはたしていたがゆえに、である。

元老は天皇の最高顧問だから、国家及び皇室の重大事に関して天皇の下問があれば、あらゆることがらに答えなければならない。その意味では元老の守備範囲は国家統治のすべての領域にわたりうるが、実際には元老が恒常的に関与し、かつ元老だけに与えられた権限としては、まず総理大臣、内大臣の人事に関して天皇の諮問に答え、かつその候補者を推薦する役割をあげなければならない。さらに枢密院議長と宮内大臣の人事に関しても、総理大臣、内大臣と協議して候補者を選定する権限をもっており、ほかに皇室の大事に関して天皇の諮問に答え、さらに宮内大臣の監督・顧問をつとめる機能がこれに加わる。

たとえ元老がいなくなったとしても、天皇の大権行使の形態が変らぬかぎり、このような仕事がなくなることはなく、誰かがこれを引き受けなければならない。つまり元老の存続問題は、このような機能をいったい誰が担うのかという天皇輔弼問題と表裏一体の関係にあった。既存の元老がいずれも高齢であり、いつまでも健在を望めぬ以上、元老なきあとその機能を誰が引き受けるべきなのか、新たに元老を補充して制度を存続させるのか、それとも元老に代わる何らかの機関に引継がせるのか、ことがらが重大なだけに、誰しも関心を寄せざるをえない。

たとえば、まだ山県が健在であった1915年、原敬は山県に「兼て糺さんと欲したる一事」を聞かんとし、「元老没後は誰が陛下の御相談相手となりて政権の移動を処理せらるゝ御考なるや」と質問したのもそのあらわれといえよう⁴⁾。これに対して山県は、「西園寺なども出でざるべからず」と答えただけで、それ以上は原を納得させる意見を示さなかった。しかし、この時点の西園寺が「違勅」問題で謹慎中であり、彼の元老としての活動が本格化するのが第2次大隈内閣の末期であることを考えるあわせると⁵⁾、より若年の西園寺を元老として復活させ、元老制度を維持・継続するところに山県の真意があったと見てよからう。

ところで元老を再生産するとしても、元老がすべて死に絶えてから、ある人物を新たに元老にするのはそれほど容易ではない。再生産をまじめに考えれば、

元老がまだ健在のうちに元老候補をつくっておくのが万全である。具体的には、元老が天皇の許しを得て、元老の適当と考える人物を内閣更迭の際の後継首班候補銓衡に参加させればよい。なぜなら、天皇の下問に答えて後継首班を推薦することこそ、元老のもっとも重要な職責と考えられていたからである。これが行われれば、その人物は、たとえその時点では天皇から「至尊匡輔の勅語」を与えられていなくとも、実質的に元老に準ずる扱いを受けたとみなされ、さらにそれが恒例化し、協議参加の実績が積み重なれば、もはや事実上の元老ということになろう。あとは勅語を待つばかりである。元老再生産の動きは、それゆえ、具体的には政変の際に元老以外にも誰か他の人物を後継首班候補銓衡の協議に加えるべきか否か、加えるとすれば誰がそれにふさわしいかという問題、すなわち当時の表現で言えば「御下問範囲拡張問題」としてあらわれてくる。西園寺がほんとうに「最後の元老」となるか否かは、ひとえにこの「御下問範囲拡張問題」の決着如何にかかっていた。もしも、元老以外にも下問範囲を拡張するとの結論が下されておれば、おそらく昭和天皇即位にあたり、新たな元老が指名されたはずである。すなわち「御下問範囲拡張問題」は元老再生産問題に直結していたのである。

史料にみえるかぎりでは、元老、内大臣、宮内大臣など天皇側近の間でこの「御下問範囲拡張問題」なるものがはじめて登場するのは1924年2月末、ちょうど松方が最初の危篤状態に陥った時であった⁶⁾。この時、興津の川崎別邸に松方を見舞った宮内大臣牧野伸顕が帰途西園寺を訪問し、「政変に際する御諮詢範囲の件」を内談したのがそれである（牧野115）。これと関連して、西園寺は2月27日、訪ねてきた松本剛吉に「政変の場合に於ける御下問範囲拡張問題を語り、平田伯〔東助内大臣〕に相談すべきことを托」しており（松本298）、さらに3月23日には松本に「御下問範囲拡張問題に対しては自分は先日の意見の通り拡張不同意」であり、その旨平田内大臣に伝えるよう依頼したのであった（松本299）。「御下問範囲拡張問題」は松方の死と相前後して登場してきたのである。

右の史料からわかるように、この時の「御下問範囲拡張問題」は西園寺の発

案ではなく、牧野の方から持出したと推測される。牧野がそうしたのは、山県すでに亡く、今また松方が瀕死の床にある状況を目の当たりにして、両元老なきあと、今後の後継首班奏薦はいかにすればよいか、宮内大臣として憂慮のあまり西園寺に相談してみたということなのだろうが、それにとどまらず、牧野には「御下問範囲」を拡張することによって、元老の予備軍をつくろうとする底意があったと思われる。

2 摂政政治の新例

牧野がなぜ「御下問範囲拡張」をこの時もちだしたのか、その真意と背景を理解するには少し遡って、1922年6月の加藤友三郎内閣成立時にまで立ち戻らねばならない。皇太子裕仁親王が摂政になったのは1921年11月だから、この内閣交代は摂政政治がはじまって最初の政変であった。高橋是清が内閣総辞職の辞表を差し出すと、摂政は宮内大臣の牧野にその処置を尋ね、牧野は元老に対して下問の手続きをとるよう進言した。翌日摂政に拝謁した松方は「清浦子、山本〔権兵衛〕伯等と相談の上奉答可致」旨進言し、枢密院議長の清浦奎吾と元首相の山本権兵衛を協議に加える許可を得た（牧野52）。

これまでの慣例では、天皇の下問をうけて後継首班の選定をおこなうのは元老であり、元老以外の者に諮問されることはなかった。松方の申し出はまったく前例のない行為であり、摂政政治の新例をひらくものといえる。それまでも個々の元老が、自分の信頼する人物に非公式に意見を求め、参考としたことがないわけではない。しかし、今回の措置は予め摂政の許諾を得ておくことが肝どころであり、それによって間接的にではあれ、この二人にも下問が与えられたとの実質をつくるところに意義があった。非公式の相談とは全然性質が異なる。

しかも注目すべきは、松方のこの奉答が、その前日にあらかじめ牧野と打ち合せずみだったことである。二人は前日の協議で、加藤友三郎を後継者に奏薦する、加藤がだめなら憲政会に政権を移す、清浦と山本を後継首班候補選定の協議に加えることを、話し合っていた（牧野52）。もちろん松方と牧野の狙いが、

この二人、とくに山本の準元老化にあったのはいうまでもない。シーメンス事件で失脚した山本を復権させ、さらに松方なきあとは薩摩閥の棟梁たるべき山本を、ゆくゆくは元老とする布石をここで打とうとしたのである⁷⁾。

ところで、やはり準元老を自任する清浦はこの協議に喜んで加わったが、山本は葉山の別荘に姿を隠した。そのため後継首班候補選定の協議は、清浦が松方の意を承けて、興津の西園寺と葉山の山本を個別に訪問し、その意向を問うとの方式で進められた。山本は松方の加藤友三郎案にあえて異論を唱えず、病床に臥していた西園寺もすべて松方に任せるのでよしなにといい挨拶であった。松本剛吉の日誌によれば、西園寺は政友会がまとまりさえすれば、政友会と山県系官僚との連立による田健治郎内閣がよいと考えていたようだが（松本172）、すでに松方の意向が明らかになった以上、病中のことでもあり、異を唱えなかったのだと思われる。

このように加藤友三郎の奏薦は、その下問形式も含めて、松方・牧野の主導のもとに進められ、これに枢密院議長の清浦が協力したのだった。山本と清浦を協議に加える許可を摂政に仰ぐにあたって、松方・牧野が事前にもう一人の元老である西園寺に相談した形跡は認められない。先に撤回不能な事実をつくってから、ことに臨んだのである。これより先、高橋内閣総辞職の情報をもたらしした松本に、西園寺は牧野の宮中人事の進め方に不満を漏らした。それは牧野が宗秩寮総裁に侯爵徳川頼倫を奏請した件で、西園寺に相談する前に徳川に交渉し、その内諾を得てから、牧野が自分のところへ来たのはけしからんと言うのである。西園寺は、これは「背水の陣で、既に本人に内相談して置いてから、こちらに相談すると云ふ法はないと思う」「斯様の事をしては誠に困ったものだ、此の事を平田君に云うて置いて呉れ」とこぼしたが（松本172）、松方・牧野が自分に相談なしに後継首班奏薦方式の新例を開いたことを知った西園寺は、おそらく同様の不満をもったに相違ないと思われる。

さらに、宮内省御用掛の平田東助が協議から完全に閉め出されたのも、西園寺には解せなかった（松本179）。山県の忠実な子分として自他ともに許す平田は、天皇の下問にあずかりはしなかったが、高橋内閣成立時には山県から委任

されてその代理として松方、西園寺との協議に加わっており、西園寺も高橋内閣が総辞職すれば、病気の自分に代わって松方や牧野と交渉するよう平田に依頼していたのである（松本172）。西園寺が松本に語ったところでは、西園寺、山県、原は摂政を立てるにあたって平田を摂政の助言者＝輔導役にする心積もりであり、ただ「牧野が其儘にして置きしため立消え」になったという（松本192）。清浦や山本の名があがるのならば、平田も有力な候補たりうるが、その平田が閉め出されたことから、山県の秘書でのちに平田内大臣の秘書官長となる入江貫一は「薩派の画策」⁸⁾と疑い、田健治郎の子分で山県、平田、西園寺の情報係をつとめた松本剛吉も「全く薩派の陰謀」（松本178）と見たが、それもまんざら故ないことではなかった。

ところで、高橋内閣が改造問題で紛糾し、総辞職が予想されたこの年5月に、牧野は「内閣の雲風余程切迫に付現下の情勢に付大略摂政殿下へ言上方」を清浦枢密院議長に依頼し、清浦はそれを快諾した（牧野47）。また、高橋が辞表奉呈の意志を牧野に通知したとき、牧野は摂政に拝謁して「今日の閣議の成行きに依りては首相拝謁願出の上辞表捧呈の事あるべきを予め内奏、且つ其節の御言葉等に付申上」ている。さらに高橋が辞表を出すと、牧野は「元老へ後継者の事に御下問の手續き被為在度言上」し、摂政はそれを受け入れたのであった（牧野52）。

これら一連の仕事は内大臣がおこなうべき性質のものであるが、内大臣の松方は老齢で引き篋もりがちだったため、宮内大臣と枢密院議長が代行したのであろう。青年皇太子による摂政政治の開始に伴い、内大臣の職責とされる常侍輔弼の必要はさらに高まったのだが、元老が内大臣を兼任する方式では内大臣が常に側近にあって助言を与えるのは事実上不可能であり、その役割は宮内大臣、枢密院議長さらに侍従長などによって適宜分担されたのだと思われる。

松方・牧野の主導で開かれた新例が、もしもそのまま定着しておれば、山本、清浦が昭和天皇即位の際に元老に指名される公算は大であったろう。また前述のように、1924年2月に牧野が「御下問範囲拡張問題」をもちだして西園寺に反対されることもなかったはずだ。ところが松方・牧野の期待に反して、この

方式は定着せず、一回かぎりで終わってしまった。翌23年の加藤友三郎内閣の総辞職に際しては、摂政は善後措置をまず平田内大臣に下問し、平田は元老に御下問しかるべしと答えた（松本252）。下問を受けた西園寺は松方と協議して山本権兵衛を推薦することに決定、平田の意見も聞いたうえで、摂政にその旨奉答した。すなわち、今回は元老と内大臣（＝平田）のみの協議によって後継首班候補が選定され、山本、清浦の関与はみられなかった。

これが意図的な選択の結果であったことは、加藤内閣総辞職の10日も前に、平田が「摂政殿下より御下問ありたる時は自分は熟考の上奉答すべき旨申上げ、更に元老に御下問然るべしと申述べ引退り、万事西公の御指図を受ける考ゆゑ、此事は前以て西公に申上げ置かれ度し」と松本に伝言を依頼し（松本246）、松本はそれを御殿場滞在の西園寺に伝えていることや、山本奏薦の上奏後、西園寺が平田に「今回は枢密院議長に御下問ありしには非るか」と訊ね、平田は「前回枢相の干与したるは松公より之に相談すべき旨言上に及び御允許を得たる上のことなり、今回は先づ内大臣に如何に措置すべきやの御下問ありたる故、両元老に御下問ありて然るべき旨奉答したるのみ」と答えていることなどからして明らかであろう⁹⁾。平田と西園寺の間には、今回は清浦や山本を排除して進めるとの了解が成立していたのだと思われる。

西園寺が松方・牧野のはじめた新方式（＝御下問範囲拡張）に賛成ではなかったこと、老齢のため内大臣を辞職した松方の後任に、前回は閉め出しをくらった平田が西園寺の強い推挙で就任し、その平田も西園寺と同様の考えであったこと、この二点が新方式の再度の実行を妨げたのだった。前々から西園寺・平田は山本権兵衛の宮中入りに警戒的であり、山本の枢密院議長就任（山県の後任）、内大臣就任（松方の後任）運動にはいずれも反対の意を示していた（松本195, 197）。少なくともこの時点では、山本を元老候補とする計画に西園寺および平田が賛同することはなかった。

しかしこれもよく知られていることだが、山本権兵衛を後継首班に決定するにあたって、西園寺のはたした役割はきわめて大きかった。かつて山県から「頗る熱の無い遣り方である」（松本60）と評された西園寺だが、この時ばかりは

めずらしく迅速かつ行動的に事に処している。御殿場に避暑中にもかかわらず、加藤友三郎内閣総辞職の報を聞くや、まだ宮中からの連絡も届かぬのに「俄かに旅装を整えて東上、葉山御用邸に馳せ付けやうとし」、入江貫一から「召命を待たずして急遽東上し拝謁を請はんとしたのは極めて不思議なこと」であり、「公の平生から見ても頗る異様の感がある」と評されたほどであった¹⁰⁾。西園寺がこれだけの行動力を見せたのは、おそらく大隈内閣総辞職時に大磯の小陶庵から茶の宗匠に変装して、小田原の古稀庵に山県を訪ねた時以来に相違ない。

勅使の徳川達孝侍従長から下問の内容を聞いた西園寺はただちに鎌倉の松方を訪問し、山本を推すことに同意を求めた。西園寺がのちに松本に語ったところによれば、松方はこれを聞いて「意外の感に打たれた」様子だったという（松本255）。葉山御用邸で西園寺から意中の人を明かされた平田は、政友会、憲政会ともに政権担当能力に欠ける現在、次期内閣はぜひとも挙国一致の中間内閣でなければならぬとする点では西園寺と同意見だったが（松本250, 251, 255）、それを率いる人物の払底ぶりを嘆いていたくらいだから、薩派の山本を候補とは考えていなかった。西園寺から、熟慮の末山本が最適任だと思ふとの結論を聞かされた時、平田は「稍予想外に感じた」¹¹⁾が、すでに両元老意見一致の上でもあり、内大臣の平田としてはいまさら異議を唱えるわけにもいかず、山本案に同意した。

西園寺が山本を推したのは「来るべき総選挙を公平に行はしめ、財政・行政整理を断行せしむる」ためだが（松本255）、山本の宮中入りに警戒的であった当の西園寺がこれほど熱心に山本を推したのは、前後矛盾しているように見える。しかし、山本復権をねがう薩摩系の欲求をまったく無視するわけにはいかないとすれば、むしろ彼を現役の総理大臣にすることによって、当面はその元老化を封じ得るとの計算がはたらいていたのではなかろうか。

西園寺は山本を選ぶにあたって事前に牧野と内密に連絡をとっていた。8月中旬に御殿場で牧野と会見し、山本の近況を聞くとともに、加藤の病状からして十分予想される内閣交代にそなえ、意見交換をおこなったのである（牧野83）。

山本に大命降下の日、牧野は日記に「此回の事は西公特に奮発なり」と記したが（牧野86）、二人の間にある種の黙契があったのはまちがいない。牧野のこの行動は、宮内大臣が宮中と府中の別を紊したとして宮内省の反牧野派から非難されたが¹²⁾、ここで注意すべきは、御殿場での話合の際に、西園寺が「若し御下問を拝するに於ては、自分は松公にも已に約束もある事なれば、此際は改めて相談もせず直に奉答し、其奉答の趣を内府、枢相等へ内報に及ぶべし、如何」と、後継首班奏薦方式についても同意を求めた点であろう（牧野83）。

西園寺からこう切り出されては、牧野としては反対のしようもないが、元老のみで奏薦し、内大臣や枢密院議長などには報告にとどめるというのがこの時の西園寺の提案の中味だから、もちろん後継首班候補銓衡協議に枢密院議長や首相経験者を加える新方式は否定されるわけである。後継首班に山本を推す牧野にこのような発言をしたことから、西園寺の山本奏薦の裏には山本復権に道を開く代りに松方・牧野の新方式をやめさせ、山本や清浦の元老化を防止する意図がはたらいていたのではないかとの推測も成り立つ。

その後の清浦内閣（1924年1月）、加藤高明内閣（同年6月）の際も同様で、基本的には内閣の辞表提出後、摂政がまず平田内大臣に処置方を問い、元老に下問されるべしとの内大臣の奉答後、勅使が元老のもとに派遣され、元老は内大臣と協議して次期首班に適当な人物を奏薦する「元老・内大臣協議方式」がとられた。

ちなみに、虎の門事件で山本内閣が一度目の辞表を提出したおりには、まず内大臣に下問があり、平田は宮内大臣の牧野や枢密院議長清浦と相談の上、入江東宮侍従長を興津の松方、西園寺両元老のもとへ差遣して、その意見を聞くことにした。両元老は辞表は却下されるべしと奉答し、摂政は山本を慰留したが、山本は再閣議後さらに辞表を提出したので、今度は平田自身が松方、西園寺のもとへ赴き、後継人事について協議した¹³⁾。平田は内心元帥上原勇作を候補に考えていたが、軍閥内閣をきらう西園寺の反対で清浦に落ち着いた（松本282、287）。

なお、清浦内閣総辞職前、平田内大臣は摂政に第3次伊藤内閣と隈板内閣の

例をあげて、辞任する総理大臣が後継者を推薦するのは間違った行為であると進言している（松本306）。『奈良武次日記』大正12年12月26日条によれば、山本内閣末期にも平田は「隈板内閣成立ノ顛末ヲ言上」しているが、おそらく同趣旨の内容だったと思われる。つまり、やめていく首相には後継首班奏薦の権利はないので、それについて意見を求めてはならないし、かりにそのような進言がなされても耳を傾けてはならぬと、助言したわけである。これは、元老による後継首班奏薦方式を今後とも是非とも維持されるべきだと、平田が考えていたことの証左にはかならずが、「御下問範圍拡張問題」とからめて考えると、山本、清浦の元老化を嫌う平田の考えがここにもあらわれているといえよう。

また、加藤高明奏薦の際には松方が重病のため下問に答えられない事情があり、西園寺は内大臣の平田の意向も聞くよう摂政に進言している（松本319）。これ以降、元老の後継首班奏薦の奉答を受けた摂政ないし天皇は、あらためて内大臣の意見をも問うのが慣例となる。形式的には、「元老・内大臣協議方式」が公式のものとなったのはこの時点からと言うべきであろう。もっとも、内大臣は事前に直接・間接のルートで元老と連絡をとりあっており、元老の奉答前に両者の意志一致がはかれるのが通例だったから、内大臣が元老の奉答に反する意見を表明する心配はまずなかった。ともかくも、西園寺＝平田ラインによって「元老・内大臣協議方式」の定着がはかられ、後継首班候補選定協議に枢密院議長や首相経験者をも加える「摂政政治の新例」は一度きりの試みで終わったのである。

3 「元老は園公で打止」

しかしこれですべてが終わったわけではない。松方の病状ははかばかしくなく、その死は目睫にせまりつつあった。松方の死とともに問題が再燃するのは避けられない。それを予期した牧野が、24年2月末に「政変に際する御諮詢範圍の件」で西園寺と内談したのはすでに述べた。牧野の考えの詳細は伝わっていないが、既往の行動や西園寺が「御下問範圍拡張」には不同意と応じたことなどから推測して、たぶん必要に応じて準元老級の人物（山本、清浦）を協議

に加えてはどうか、との意向でなかったかと思われる。どのようなやりとりの結果かはわからぬが、この時の話し合いでは「御下問の範囲に付ては其時の宜しきを制する事として予じめ具体的に予定せざる事」で意見が一致したと、牧野日記には記されている（牧野115）。具体的な人名をあげることはしないが、時と場合によっては、元老以外にも然るべき人物を協議に加えることもあると解釈できそうな文言だが、もとより西園寺の真意は「御下問範囲拡張」に反対であった。おそらく牧野に対しては曖昧な物言いをしたために、日記のような表現になったのだと思われる。

このように、松方の死の前後、元老、内大臣、宮内大臣の間で「御下問範囲拡張」につき内密の検討がおこなわれていた。その一端が洩れ伝わったのか、次のような観測記事が『東京日日新聞』1924年6月19日付に掲載されている。

「元老なき後の元老問題として、一、枢密院議長及顧問官数名、一、内大臣、一、貴族院議長及び衆議院議長、一、宮内大臣等を網羅して元老会議に代わり得べき国家最高の諮詢機関を創設すべしとの議が一部識者間において論議せらるゝ様になった」が、「現在の元老制度なるものを何らかの形式によりて存続せしむることは我国の国情としてやむを得ざるところであつて之は西園寺松方両元老は固より平田内府、牧野宮相等の間に於ける一致せる見解」であり、「結局前内閣総理大臣清浦奎吾子及び山本権兵衛伯の如きその閱歴人格において卓越せるものに対し特別の御思召により優遇の途を講ぜらるゝことになるのではなからうかと思惟されてゐる」、と。

この記事が示すように、元老なきあと、元老がはたしてきた機能は誰が継承するかについては、（ア）元老は再生産せず、枢密院議長、内大臣、宮内大臣、両院議長によって構成される最高諮詢機関によってその機能を代替する、（イ）山本、清浦などをあらたに元老に指名し、元老制度を継続させる、との二方向が考えられるが、いずれにせよ「御下問範囲拡張」に結びつくことにはかわりはない。右の新聞記事は（イ）の方式がとられる可能性が高いと観測しているが、そうであるならば、既に述べたように、元老が健在のうちから、元老見習として山本や清浦を後継首班候補選定の協議に参加させておくのは、制度の継続性

からしてむしろ推奨されるべきことといえよう。松方・牧野がやろうとしたのはそれであった。ところが、西園寺・平田はそれに消極的であり、当面は「元老・内大臣協議方式」を定着させることで、「摂政政治の新例」が慣行となるのを防止したのである。

ところで、右の新聞記事の取材源が奈辺にあったのかを思わせるやりとりが、その数日前の6月16日に牧野と枢密顧問官九鬼隆一との間で行われていた。九鬼が政変の際に最高諮詢機関を設けることの可否を問うたところ、牧野は、常設の機関では「今日の形勢に面白からず、且つ世の非難多く到底存在を許さざるべきに至るべし」と述べ、また貴衆両院議長や枢密院議長が協議に加わることになるが、「現任者が果して此如任務に堪ゆるや否や、世間も其奉答に重きを置くべきや甚だ問題なり」と、その不可を論じた。「要するに如此重大なる任務は其人に存するを以て」、人格・識見ともに誰もが認める人物を特選して協議に加えるのがあるべき姿であろうというのが牧野の考えであり、それに対して、それはもっものことである、結局「其時に臨み側近者におゐて適當の人選を為し、御下問拝受者を言上する外なかるべし」と九鬼が応じると、牧野もそれを是認した（牧野141）。このやりとりから、この時点で牧野は（ア）を退け、元老や準元老に諮詢する（イ）をよしとしていたことがわかる。

24年7月初めに松方が死ぬと、西園寺もこの問題に決着をつけたいと考えたのか、松本剛吉に対して「山県公逝き、松方公も死んだことゆゑ、此の先のことに付いては余程長時間平田と相談し度く考ふるゆゑ、此辺よく平田に伝へ呉れよ」と語った（松本327）。西園寺の意向を伝えられた平田も8月6日「自分は西公の意中は知り居る、山県公逝き、松方公死なれた今日、先のことを極め置く必要あり、会見を望み居れり」と答えた。明治を生き抜いてきた元老が一人また一人と相次いで世を去り、不治の病にある大正天皇は自ら政務をみることあたわず、しかも摂政は未だ若年である状況を前に、二人の老人は今後のことについて是非ともじっくり話し合っておきたい、おかねばならぬとの思いにかられたのであろう。病床にあった平田は松本に「皇室の事が頗る気に掛る」と洩らした（松本328）。

しかし、平田の病状はいっこうに回復せず、また平田と面会すれば、平田の内大臣辞職問題にふれずにはすまないこともあって、会見は延び延びとなり、結局、西園寺が生前の平田に会うことはかなわなかった。予定していた会見が無理とわかった8月30日には、平田の方から松本に対して次のような趣旨を西園寺に伝えるようにとの依頼があった。

是れ丈は早く極めて置き度し、即ち政変の場合に於ける御下問範囲拡張問題であるが、(略) 元老は関白である。其関白の余り多きことは好まぬ、又其関白が内閣の後継者を奏薦して置きながら、後から其施設上に関与したり、又其他の事を彼是注文杯しては可かぬと思ふ、清浦や山本杯は希望があるかも知れぬが、之は断じて可かぬと思ふ、山県逝き、松方公亡くなられ、西園寺公唯一人となられて、公には誠に御気の毒であるが、西公は頗る公平な方で、而して何等注文がましき事杯はせられず、至公至平真に国家の柱石であるゆゑ、若しも左様の事ある時は責任を御一人で御持ち下され御処置願ふと云うて呉れ、元老は西園寺公を限りとし、将来は置かぬが宜し、原が居れば別だが、種切れなり(松本329)。

平田は「御下問範囲拡張」に否定的であり、清浦や山本に対する評価も低かった。平田の下した最終結論は(ア)の最高諮詢会議案はもちろんのこと、(イ)の元老再生産案でもなく、西園寺が健在の間は、後継首班の奏薦は西園寺が元老として一人で責任を負う体制(=「一人元老制」)を将来も維持すべきであり、人材不足ゆゑに元老は西園寺を最後にあとは自然消滅にまかす、それもまたやむをえぬというものであった。

平田の意見は9月5日に西園寺のもとにもたらされた。松本の報告を聞いた西園寺は、「平田伯の所説は尤もと思ふ、それは自分の決心し居る処で、世間で何と云はうと、自分は皇室に身を捧げ居る積りゆゑ、御下問等の場合は一人で御答へ申し上ぐる決心なり」と述べ、自分の考えを平田に復命するよう松本に指示した(松本330)。西園寺は最後の元老として天皇の最高顧問たる責任を一身で引き受ける覚悟を固めたのである。この平田と西園寺の往復についてはすでに升味準之輔によって紹介済みだが¹⁴⁾、この時点で元老西園寺と内大臣

平田の合意による「一人元老制」（と「元老・内大臣協議方式」）の構想が成立したと言えるであろう。

1924年夏に元老西園寺と内大臣平田の間で合意された「御下問範囲拡張問題」に対する結論（「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」）は、西園寺または平田から摂政に上奏され、その承認を得ることで最終的に確定する。その上奏がいつなされたのかは今のところはっきりしないが、西園寺が1926年8月に「平田在世中政変の場合は元老と内大臣が御下問に奉答すること、し、平田よりは特に摂政殿下に此事を上奏し居り、自分も其後参内せし時此儀を伏奏せり。故に誰も知らぬこと故、新聞や其他では常に御下問範囲拡張杯を彼是云ふが、之は極り居ること故、他には御下問なき筈」と松本に語っていることから（松本510）、平田辞職の1925年3月よりも前に、平田及び西園寺から摂政に上奏し、その承認を得ていたのは確かだと思われる。これによって「御下問範囲拡張問題」にひとまずの決着がつけられたと言ってよい。

不思議なことに、この西園寺＝平田合意の内容が宮内大臣の牧野に正確に伝えられたかどうか、いまひとつ定かではない。牧野日記には24年11月19日に西園寺と会見し、「政変に付御下問の人選等は此際予め工夫せず、其機に臨み適当に処理する事に話合ふ」との記事が見られるが（牧野172）、2月末に「御下問範囲拡張問題」を内談した時の結論（＝「御下問の範囲に付ては其時の宜しきを制する事として予じめ具体的に予定せざる事」）と文意はほとんど同じであり、それを再確認したにすぎないように見える。牧野が日記にかかる表現をしていることから、あるいは西園寺は西園寺＝平田合意の内容をはっきりと示さなかったのではないかと考えられる。

ひとまず決着がついたとはいえ、この西園寺＝平田合意では、元老健在の間は「一人元老制」及び「元老・内大臣協議方式」でいくとしても、西園寺が死に、元老が消滅した際にどうするかがはっきりしない。そのことが検討されなかったわけではなく、牧野の後年（1930年）の回想によると、平田がまだ内大臣在職中に、政変の際の「御下問範囲」につき考慮するところがあり、元老なきあとは内大臣が責任をもって天皇・摂政の下問に答えるのが至当だが、その

際に「内大臣府御用掛として更に協議を受くべき適當の人を予め準備して置くこと然るべしとの案」が検討されたという。平田の結論は「元老の如く歴史的人物にて特殊な関係より自然に斯かる地位に就かれたる人物は別なれども、今日新に斯かる制度を設くるときは種々の運動も行はれ、政争激甚となれる今日には適當ならざるべし」というもので、西園寺もこの案には「よしとは申されざりし」ため、結局平田の死もあって「該案は其儘となれり」と、牧野は回想している¹⁵⁾。

前後関係からすると、牧野の回想は、24年春から秋にかけ「御下問範囲拡張問題」が元老、内大臣、宮内大臣の間で論議された折りのことを指していると考えられる。問題となったのは、元老なきあとは内大臣が後継首班奏薦の任にあたり、内大臣の相談相手となるべき準元老級人物を内大臣府御用掛として予め用意しておくという案だから、これも一種の「御下問範囲拡張」論であり、前記（イ）の一変種にはほかならない。西園寺、平田の反対でこの案はお流れになったのだが、牧野日記にいう「政変に付御下問の人選等は此際予め工夫せず」とは、あるいはこのことに関連するのかもしれない。ともかくも、西園寺死後のことについては、内大臣が後継首班奏薦の任にあたるのが適當との諒解がいちおうは成立していたようだが、確定するまでにはいたらなかったのであろう。

4 内大臣の交代

ところで、平田内大臣は、じつはその年（24年）の6月から逗子の別荘で病氣療養中であり、常侍輔弼の職責をつくすのが困難であるとして、松本を通じて内々に西園寺に辞意を洩らしていた。西園寺はもちろん平田の辞任には反対であり、加療に専念して一日も早く健康を回復するよう伝えさせた。一時平田の病状も回復しかけたので、この問題も沙汰やみとなるかに見えたが、それもつかのまの小康状態にすぎず、11月になってついに平田は辞職を決意し、正式に辞表を出したいと西園寺に伝えた（松本348）。西園寺はこれを聞いて、「甚だ困つたものだ、此際平田は世間の評判杯には構はず、病氣も不治と云ふでなく、平癒の見込ありとせば、辞表杯出さずに居て呉れ、ばよいが、表面辞表を

出すと云ふことになれば、事頗る面倒となり、君も知り居る如く、さう云ふ事を覗ひ居る者もあり」(松本349)と述べた。右の西園寺＝平田の合意によれば、内大臣は元老と共に天皇・摂政の下問に答える職責を担うのであるから、信頼する平田から辞意を表明されたのでは、西園寺が困惑するのもむりはない。西園寺は、平田の意を伝えに来た松本に、辞表提出を思いとどまらせるようなんとか説得せよと命じるいっぽう、「人なきに困る」と、平田に代わりうる人物のいないことを嘆いてみせた(松本352)。

しかし、平田の辞意は固く、西園寺の慰留にも決心を翻すことはなかった。11月20日には入江内大臣秘書官長に「曠職の苛責に堪えざるに依り是非とも辞表提出致したし」と、牧野宮相と西園寺に伝えるよう命じ(松本354)、12月21日には正式に辞表を提出した¹⁶⁾。12月31日付の『東京朝日新聞』は、辞表を受け取った牧野宮相は摂政に執奏する前に西園寺と協議するつもりで、近々西園寺を訪問の予定だが、清浦も山本も西園寺の意中にはなく、後任難であると伝えている。

しかし、西園寺は松本や入江から平田の決心を聞かされるより前に、すでに一度牧野と内大臣の後継問題について話合っていた。11月14日に牧野が久邇宮朝融王婚約解消事件の後始末につき西園寺を訪れた際¹⁷⁾、西園寺は内府後任問題を切り出し、平田の病状次第では、やむなく辞職を認めざるをえない場合も考えられるので、その対策を予め考慮しておきたいと、次の3案を牧野に示した(牧野170)。

第1案は牧野宮内大臣が内大臣を兼任する。第2案は牧野が内府に転じ、そのあとの宮相に枢密院副議長の一木喜徳郎をもってくる。第3案は一木を内府にする、というものであった。ただし、一木では内府として貫禄に欠け、第3案は実現困難だと西園寺は見ていた。つまり、平田の後任に牧野を据え、宮内大臣は牧野が兼任するか、そうでなければ一木をもってくるか、そのいずれかにするというのが西園寺の腹案であった。牧野はこの構想に対し、「何等意見を陳述せず、聞き流しに付しおきたり」と記している。

ところで、その年の1、2月に牧野の宮相辞職の噂が取りざたされた時に

は¹⁸⁾、一木の後任案に反対していたのだから（松本296）、明らかに一木に対する西園寺の評価は変化したと言えよう。第2次大隈内閣の文相、内相を勤め、また実兄の岡田良平（貴族院議員）が加藤高明内閣の文相である関係から、一木は憲政会よりと見られていた。一木に対する評価の変化は、あるいは護憲三派内閣の下で与党となった憲政会に対する西園寺の評価と連動していたのかもしれないが、元来が学者肌であり、憲政会に近いとはいえ、党派的色彩のそれほど強くない一木は、枢密院副議長としてもそれなりの経験を積んでおり、その宮相就任によって宮中側近の勢力関係に大きな変動の生ずる恐れがないと思わせたことが、一木推挙の背景にあったと思われる。おそらく、大正天皇が病気で政務をみることができず、摂政はまだ若くて、経験に乏しい現状では、宮中側近はできるかぎり現体制を維持すべきであって、新分子の進入は極力避けたいとの考えによるものであろう。牧野内大臣、一木宮内大臣という布陣は極上とはいえなくとも、その目的にかなうものであった。

1925年に入って、摂政に平田の辞意を報じた牧野は、元老と協議の上何分の善後措置を復命すべき旨述べ、興津に西園寺を訪ねて、内府後任問題を再び協議した（牧野182, 183）。牧野は斎藤実朝鮮総督を推し、西園寺はそれに反対した。前年4月に牧野が西園寺を訪問した折には「斎藤男現職引退後は宮中入可然申出たるに同感なりと云はれた」ことがあり（牧野124）、牧野としては西園寺が斎藤内府案に反対するとは思わなかったのであろう。どうやら西園寺は東郷平八郎が適任だと主張したようであり、さらに宮相後任さえしっかりせば、牧野が内府後任たるべしとも言った。東郷をもちだしたのは斎藤案をつぶすための方便であり、西園寺の真意は11月に示した腹案通り「牧野内大臣、一木宮内大臣」にあったと思われる。平田の考えも「牧野内大臣、宮内大臣は一木か平山成信」というものであった（松本363）

斎藤内大臣案では西園寺の支持を得られそうもないと悟った牧野は、西園寺の最初の案にしたがうこととし、結局自分が平田の後任として内府にまわり、宮内大臣の後任には一木をもってくる決心をする。1月31日にもう一度興津を訪れた牧野は、「内府問題に対する牧野の最後の所感開陳、西園寺は趣旨了解」

したのであった（牧野187）。この結果、内大臣後任問題は、牧野宮内大臣の後任人選へと焦点がうつり、一木への説得工作が進められることになる。洪る一木をなんとかなだめて、宮相引き受けを承諾させたのは、牧野の日記によれば2月12日のことであった。西園寺も一木の説得に助力を惜しまず、興津に一木を招いて自ら宮内大臣就任を勧めるとともに、一木と昵懇の間柄の中川小十郎にも説得にあたらせ、さらには加藤首相、岡田文相にも側面支援を依頼した¹⁹⁾（牧野187）。

もっとも、牧野が内府就任を引き受けた際、自分の後任に一木を据えることを同時に承諾したかどうか、いささか疑問に思われる。というのは、後に西園寺が松本剛吉に、斎藤を宮内大臣に推す運動があり、「自分は絶対に反対を唱へ、為めに固辞する一木が受けることゝなつた」と洩らしているからである（松本394）。これは牧野が斎藤を内府に推したのを、西園寺が宮相人事と混同したと解釈もできるが、そうでないとすれば、牧野は自分の後任にはじめは斎藤を推し、西園寺の反対で一木に変えたことになろう。牧野日記の記述は曖昧で、牧野が誰を自分の後任に推したのかははっきり記されていないため、どちらとも判断がつかない。1月31日の西園寺・牧野会見で牧野が「内府問題に関する最後の所感を開陳」した時、西園寺は「趣旨は十分諒解」したが、「後任問題に付尚心配」だとして「一応熟考したし」と、宮相後任問題を理由に即座に賛成はしなかった。西園寺の最終的な意向は2月3日に入江為守東宮侍従長から牧野に伝えられたのである²⁰⁾（牧野186）。

なお、摂政は内府後任について元老西園寺に正式に下問したようであり、3月初めに入江東宮侍従長が興津に西園寺を訪ねた（牧野191）。入江を通じて伝えられた西園寺の奉答は牧野を内大臣にというものであり、その進言をうけた摂政が内大臣就任を牧野に命じたのは3月3日であった（親任式は3月30日）。総理大臣と並んで内大臣の人事も元老の奏薦事項であったことが、これから確認できよう。宮内大臣の後任については摂政に直接推薦したのは西園寺ではなくて、牧野であったが（牧野194）、西園寺の意向が優先されたことは上の事情からも明らかであろう。総理大臣、内大臣及び宮内大臣の人事（これに枢密院

議長を加えてもよい) に関しては、その実質的な決定権は奏薦権ないし協議権を有する元老の手中に握られていたことが了解される。いずれにせよ、牧野内大臣、一木宮内大臣という側近新体制は西園寺の意向にかなうものであった。一木の後任引き受けが確実となった時点で、西園寺は中川小十郎を通じて牧野に、「過日来の形行に付ては非常に満足にて自分の寿命は今後何年あるか知らず、余り永からざるべきも兎に角此度の落着にて一年は延びたり」と、満足と感謝の念を伝えている(牧野189)。これはたんなる社交辞令ではなくて、西園寺としてはいつわらざる気持ちだったにちがいない。

5 西園寺「最後の元老」となる

牧野の内大臣就任により、西園寺＝平田(・牧野)体制は西園寺＝牧野(・一木)体制へと移行した。それに伴って西園寺は牧野に、西園寺・平田合意の正確な内容すなわち後継首班奏薦に関しては「元老・内大臣協議方式」をとり、西園寺健在の間は「一人元老制」を維持することを説明しなければならなかったはずだが、牧野日記を見る限りでは、牧野が西園寺からこの問題について明示的に話を聞かされたのは、内大臣就任後一年半もたった、1926年10月28日がはじめてであった。このとき西園寺は牧野に次のように語った。

過日殿下に拝謁、西園寺も老衰致、且つ将来の事も心配仕る次第に付、今後政変等の場合には内大臣にも御下問、又西園寺なき後ちは内大臣へ主として御下問、若し同人に於て参考の爲め相談、意見を求め度場合には勅許を願ひ目的の人へ協議致す事と仕度、此段西園寺の気附の儘言上仕る旨申上置きたり(牧野261)。

「奈良武次日記」には、西園寺が10月14日に摂政に拝謁し、「殿下ニ御政務其他天職ニ就キ若干意見ヲ言上」²¹⁾したとあるので、ここでいう「過日」とはそれをさすものと思われるが、奏上内容を敷衍すれば、西園寺が健在の間は自分が下問に答えるが、西園寺が死に、元老消滅となれば、内大臣が責任をもって後継首班奏薦の任にあたるのがよく、そのため今から内大臣にも正式に下問を受ける資格を与え、元老死後内大臣が必要と認めるならば、勅許を得てしか

るべき人物と協議することも可能である、ということになろう。内大臣に下問範囲を拡張するのは、すでに平田内大臣の時から慣行になっていたから、この点は現行の「元老・内大臣協議方式」を再確認したまでといえるが、24年の西園寺＝平田合意には欠落していた西園寺死後のことを付加した点が新しい。西園寺は、最高諮詢会議案も、元老再生産案もともに退け、自分の死後は内大臣に元老の機能を担わせることを選んだのだった。「御下問範囲拡張」は自分が生きている間は内大臣以外には認めない、それがやりたければ自分の死後に内大臣の責任でもってやってくれ、というのが西園寺の本音であったろう。

このような重大な意味をもつ上奏を、西園寺は内大臣である牧野との事前の相談もなしにおこない、上奏後に事後承諾を求めたのである。この話を聞かされた牧野は、「実に重大なる事を承はるなり、然し已言上済みとの事なれば此際は唯謹んで拝承する外なき次第なり」と応答するほかなかった。さらに続けて「此問題は先年来度々議に上りたる事にて御内談も致したる事なるが、実に無上の大問題なれば適當の方法を老公に於て考慮し置かれ度、又自分も比較〔的〕満〔万〕全なる氣附あらば参考の爲め提供し度、常に念頭を離れざる事柄なるも実は今日迄自から信ずるところの良案を得ず、打過ぎたるに、只今の如き御内話耳にし、唯々事の重大なると自分の其器にあらざるを思ひ、恐懼するの外なき」と述べたが（牧野261）、元老死後に内大臣である自分にかかってくる責任の重さを思つての言葉だけとは思えぬものがある。「御下問範囲拡張問題」の詰めをしないまま来たうちに、西園寺に不意を打たれたとの思いが、牧野にはあったと解釈するのは穿ちすぎであろうか。このときの西園寺の内話がよほど印象深かったのであろう、西園寺の会見依頼の書状²²⁾の封筒の裏に、牧野はわざわざ「政変に関する御下問奉答方之件ニ付内談アリ」と記している。なお、西園寺は11月3日に同趣旨の話を一木にも聞かせている（牧野262）。

内大臣就任後西園寺からこの話を聞かされるまでに、西園寺＝牧野のコンビは2回政変を経験している。第2次加藤高明内閣と第1次若槻内閣だが、いずれの場合も、首相の辞表奉呈後摂政から内大臣に下問があり、牧野は元老の意見を聞くよう進言、西園寺は牧野と協議してお互いの意見を一致させた上で摂

政に奉答し、それを受けた摂政はあらためて牧野の意見を確かめ、その後に大命を降下するという手続きがとられている²³⁾ (牧野221, 222, 238, 239)。牧野も第2次山本権兵衛内閣以来の「元老・内大臣協議方式」を忠実に踏襲しており、西園寺以外の人物にも諮詢するよう摂政に進言することはしなかった。

しかしその一方で、牧野は、西園寺死後のことも含めて後継首班奏薦方式をどうするかについて断続的だが、それなりに関心を寄せ続けていた。1925年4月には、いかなる内容かはわからぬが、加藤首相や西園寺に対して「政変の場合に処する研究」のことを話しており (牧野205)、さらに翌年1月にも新任の若槻首相に「政変の際御諮詢方法に関する重大問題の事」を告げている (牧野240)。また9月には河井弥八内大臣秘書官長に「政変の場合、組閣者推薦の方法」を調査するよう命じ、河井は東京大学の小野塚喜平次教授を訪問して、「政変の場合に於ける後継内閣推薦者に関する件」につき指導を仰いでいる²⁴⁾。他にも、25年9月に枢密院議長浜尾新が事故で急死し、その後任人事が問題となった時も、牧野は「政変杯の場合に処し、昇任〔穂積副議長の昇任〕よりも清子一種々非難はあるも一の方、閱歴、経験、声望等におゐて勝るとの見地」から、清浦奎吾の議長復活を主張した (牧野228)。これは、枢密院議長が清浦であれば後継首班奏薦に関与する可能性もありうると牧野が考えていたことを示すものである。これらのことから、牧野にとってたしかに「御下問範圍拡張問題」は「常に念頭を離れざる事柄」であり、「自分も比較〔的〕満〔万〕全なる気附あらば参考の爲め提供し度」と考えて、それなりの模索をしていたことが納得されよう。ただ、「今日迄自から信ずるところの良案を得ず、打ち過ぎたる」に、事前の相談もなしに西園寺から確定案が奏上されてしまったのである。

牧野の真意がどうであれ、西園寺のこの1926年10月の上奏を牧野が事後承諾した (あるいはせざるをえなかった) ことにより、西園寺健在の間は「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」でいき、西園寺死後は内大臣が後継首班奏薦の任にあたる (その場合、内大臣が必要と認めれば、天皇の承諾を得て然るべき人物を協議に加えることができる) との合意が西園寺＝牧野体制において

も確認されたのであった。これにより元老は西園寺一人とし、その後は自然消滅に任せるとの決定がほぼ確定したと言ってよい。山本を元老に、との牧野や薩摩系の望みもここで断たれたのであった。

それから2ヶ月たって大正天皇の長い療養生活が終局をむかえた。西園寺は天皇危篤の報を聞くと、12月15日に興津を出発して逗子小坪の幣原外相の別荘に移り、大正天皇の死までそこにとどまった。12月19日からはほぼ連日葉山御用邸に詰めて、気遣いながら病状の推移を見守り続けたが、25日午前1時25分ついに大正天皇は息をひきとり、48年の生涯に終止符を打った。西園寺は翌26日御用邸付属邸において大正天皇の遺骸に永訣したあと、幣原別荘に戻り、喪に服した。

葉山で踐祚の儀式をすませた新天皇は12月28日東京で朝見式を行い、そのあと「御学問所ニ於テ侍従長侍立ノ上閑院宮殿下西園寺公及若槻総理大臣ニ勅語ヲ賜」った²⁵⁾。西園寺は参列の予定であったが、「朝来寒気甚だしく所労の爲め不参」(松本548)、勅語は侍従長が代理として受け取った。この「至尊匡輔の勅語」がどのような手続きを経て出されたのかは明らかでないが、24日大正天皇の死の直前に葉山御用邸で催された元老、内大臣、総理大臣、宮内大臣の四者会議では当然このことが話されたものと推測される²⁶⁾。かかる勅語の案文を用意するのが内大臣、宮内大臣の職責だったことを思えば、今まで長々しく述べてきた経緯からして、元老として勅語を与えられたのが西園寺一人にとどまったのも、当然のなりゆきだったといわねばなるまい。

西園寺が「最後の元老」となったのは、昭和天皇が即位にあたって彼一人のみを元老に指名したからだが、それは結局西園寺自身が元老の再生産を希望せず、自分が健在の間は「一人元老制」でいく決心をし、内大臣牧野がそれに同意したためであった。その意味では、西園寺自身が「最後の元老」たることを望んだのだといえよう。西園寺がそう考えたのは、後で詳しく検討するように、ひとつには政党内閣制の定着により元老の奏薦機能は年々形式化し、たとえ元老が消滅しても内大臣がその機能を引き受けるならば大きな問題は生じないと判断したためだと推測される。また憲法上の正当性からしても、天皇の特別の

信任に由来する特権的な元老よりも、皇室令によって「常侍輔弼」の職制を定められた内大臣が天皇補佐の機能を担うのが正道だとの認識に立っていたことも考慮されるべきであろう。しかしそれ以外にも、元老の後継者として西園寺の眼鏡にかなない、かつ衆人を納得させるに足る候補者のいなかったことも理由として考えられる。とくに下馬評にあがっていた山本権兵衛や清浦奎吾の元老化、準元老化に西園寺が終始一貫して反対だったことが大きい。

6 牧野の枢密院改造論と1926年10月上奏の増補

松方死後の西園寺＝平田合意で方向が定まり、1926年10月の西園寺の上奏を経て、その年末の昭和天皇の即位により確定した方針、すなわち西園寺健在の間は「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」をとり、その死後は元老を再生産することなく、内大臣が元老の奏薦機能を継承する（必要とあらば「内大臣・重臣協議方式」を採用する）との決定は、「政党政治」の時代を通じて忠実に維持され続けた。その後の田中、浜口、第2次若槻、犬養の各内閣いずれも、この方式にしたがって後継首班奏薦の手続きがとられた（松本567, 568, 牧野379, 443, 492）。それが破られるのは、5・15事件後の斎藤内閣成立時をまたねばならない。その時はじめて、昭和天皇の許しを得て、元老の参考に資するため、枢密院議長（倉富勇三郎）や総理大臣経験者（山本、清浦、高橋、若槻）、陸海軍長老（東郷平八郎、上原勇作）の意見を聴取するとの形で、「御下問範囲拡張」が実現したのである。加藤友三郎の奏薦以来約10年ぶりであった。西園寺にそうするよう勧めたのは牧野内大臣で、近衛文麿に託して「今日は非常の場合なれば奉答に付ては努めて慎重の手續きを取られ度、其手段として元帥、重臣等の意見も徴せられ度」と、興津から上京する西園寺に伝えさせたのである（牧野504）。

それでは5・15事件までの数年間は、後継首班奏薦方式に関して何らの動きもなかったかと言え、そうではない。少なくとも次の2件には言及の必要がある。第1は、1930年から翌年にかけて牧野が西園寺に提起した枢密院改造問題、第2は、1930年の西園寺大患後に、西園寺死後のことを心配した昭和天皇の下

問に答えてなされた1926年10月上奏の増補である。

1930年1月20日、興津の西園寺を訪問した牧野は、「政変の場合枢府議長も奉答者の一人として相当なるに付ては、其人選の際此点を考慮に入れる事望まし」と（牧野395）、倉富枢密院議長の更迭を要請した。翌日牧野が岡部内大臣秘書官長に告げたところでは、牧野はこの時「現倉富〔勇三郎〕議長は（中略）、法律的頭脳の持主に過ぎず、枢密院が恰かも第二の法制局の如くになり、議長の貫目軽く、伊東巳代治其他の専横振は甚た苦々しきことなり。就ては政府が総選挙後相当有力のものともなれば、先づ議長更迭を試みたる後、追々は前述の如き重大なる問題につき相談に応じ得る人物を選任したく、其人選も容易ならざれども、倉富より適當なる人物を得るは必ずしも困難には非ざるべし」と語ったという²⁷⁾。内大臣が現任枢密院議長の更迭を求めて、元老に相談するなどというのは穏やかでないが、その理由として政変の際に天皇の下問にあずかる可能性をあげているのは、5年前に清浦の枢密院議長復活を主張した時と同じである。「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」が固まったあとも、牧野は、大物の枢密院議長を後継首班候補選定の協議に加わえる考えをまったく捨て去ってしまったわけではなかった。

牧野が倉富更迭論を持ち出したのは、枢密顧問官久保田譲の枢密院改造論に触発されたためである。久保田は前年9月に、顧問官の人数を減らし、西園寺、清浦、山本権兵衛などの元老、準元老を枢密院に入れること、どうしてもそれができぬなら、それに次ぐ人物（高橋是清、犬養毅、元田肇、山本達雄、武富時敏など）を顧問官に任じ、あわせて枢密院への諮詢事項を大幅に整理し、真に重大な問題にかぎること、この2点を骨子とする改革論を倉富議長に提案していた²⁸⁾。西園寺死後は内大臣として後継首班奏薦に全責任を負わねばならぬ立場の牧野とすれば、準元老級（とくに山本）の起用による枢密院の陣容強化には大いに共感するところあったにちがいない。彼らに責任を分担させれば、その分牧野の負担も軽減されるからである。実際牧野は岡部に、西園寺の上奏によって元老なきあとは内大臣が御下問に答え、その際必要と認めれば、勅許を得て然るべき人物に協議することに決まったが、「自分は非常に其責の大な

るを痛感する次第なるが、制度としては此外なかるべく、只其際相談する人は適宜定むるとするも、陛下の諮詢機関なる枢府議長の如きは是非協議して然るべき人と考へらる」と²⁹⁾、倉富更迭＝枢密院改造論の背景に元老死後の後継首班奏薦問題がからんでいることを打ち明けていた。

西園寺に明言はしなかったが、心中牧野が倉富の後任に擬していたのは山本とみて間違いなかろう。「余の視るところにては、今は西園寺、山本の公伯を除きては群を抜く公人なし」(牧野144)とまで山本を評価していた牧野にしてみれば、西園寺なきあと天皇の顧問格に据え、自分の協力者たらしめようとするのは自然である。それが実現すれば、山本は後継首班奏薦権を有する枢密院議長となるわけだから、実質的には元老に等しい。牧野の枢密院改造論は、山本死後断続的に繰り返されてきた山本元老化運動の一変種という性格を有していた。

牧野は「公爵の賛成、援助を求めたるに、大体同意の返事あり」と日記に記しているが、もとより額面どおりには受け取れない。西園寺は「総選挙の結果内閣の位置安定せば、其時に到り重ねて熟談したし」(牧野395)と述べたのであり、さらに後日牧野に書簡を送って、「其節御内談の枢府云々御下問云々の件(中略)、弥御着手の機にもいたり候時ハ、今一応拝眉の上親しく御相談ニ預り度候。其事頗る重大なる上ニあらかじめ考慮すべき点多々有之様存じ候」³⁰⁾と念をおし、慎重な姿勢を崩さなかった。

枢密院改造論議は、そのあと西園寺が大患にかかり、さらにロンドン海軍軍縮条約問題が重なったため、中断を余儀なくされるが(もっとも、軍縮問題で枢密院に対する対決姿勢を崩さなかった浜口首相は、最後の手段として倉富議長、平沼副議長の更迭をも辞さぬ覚悟であったから、場合によっては30年9月に牧野の望む枢密院改造が実現したかもしれぬ)、翌31年7月になって再燃した。平沼枢密院副議長を中心に枢密院側でも久保田案をもとに改革構想が煮詰まりつつある、との情報をつかんだ牧野が再度動き出したからである(牧野457)。その要点は、山本権兵衛、清浦、高橋、山本達雄らを準元老として枢府入りさせるところにあった。牧野は枢密院改革の機は熟したとみて、西園寺に

枢密院の内情とその改造案を説明し、若槻首相に働きかけるよう依頼した（牧野458）。

西園寺がそれを引き受けたので、牧野はまたもや西園寺も改造に同意したと解したのだが、それが早計であったことを思い知らされる。木戸幸一内大臣秘書官長から「重臣―即ち清浦伯、山本伯、山本達雄、高橋是清、斎藤実といったやうな人達を枢密院に入れるといふことは、即ち公爵の持論と反対の現象を来たすことであつて、公爵が賛成される道理がない」³¹⁾と、西園寺側近の原田熊雄や近衛が言っていると告げられ、牧野は非常に驚くのである。おそらく西園寺は、牧野には遠慮して面と向かって反対の意向を示さなかったのだろうが、西園寺の本音を知る原田が氣を利かせて木戸に西園寺の意向を伝えさせたのだと思われる。

元老も積極的賛成だと誤解して、若槻首相に牧野が圧力をかけているとの噂を聞いた西園寺はこのまま放置できないと思ったのか、木戸を呼んで、牧野が直接若槻に改造を提議したとの噂があるが、それはほんとうかと質した。木戸がその事実を否定すると、「此事は主として政府の責任に於て為すべき事柄なれば、こちらより余りせかざる様にしたく、且つ万一実現せむとする場合には一体誰を議長とするや、又五人が皆吾々の希望の通りの考へなりや等も篤と考へざれば、時に或は国家憲政の将来にわざわいを残すことなきにあらざれば、充分慎重に考慮せざるべからず」と、事実上の反対論を述べ、木戸はそれを牧野に伝えた³²⁾。その後8月19日の西園寺・牧野会見で、牧野が西園寺に、この問題は重要なのでできるかぎり慎重な態度で取り扱い、もっぱら西園寺とのみ相談し、直接内閣に交渉するようなことは今までもなかったし、これからもしないと約束して一応の決着がつくのだが（牧野465）、踵を接して満州事変が起こったためもあって、結局牧野の山本起用構想は西園寺の消極論の前に、今回もまたはぐらかされてしまうのである。

西園寺が準元老級の入府による枢密院の強化に慎重であったのは、一つには、枢密院はできるかぎり弱体であるほうが好ましいとの考えに由来すると思われるが、他にも、やはり「御下問範圍拡張」に反対だったことがあげられよう。

自分の死後を心配してのこととはいえ（まだまだ元気なつもりで西園寺としてみれば、自分死後のことに牧野が妙に熱心なのは、人情としてあまりいい気持ちじゃなかったのではないだろうか）、枢密院に準元老を網羅し、元老死後の後継首班奏薦にそなえるということになれば、その次には西園寺在世中にも彼らを協議に加えるべしとの議論が出てくるのは見やすい道理だからである。

次に西園寺の上奏の増補に転じると、1930年の3月末に西園寺は風邪をこじらせて肺炎に罹り、一時はもはや絶望かと伝えられた。幸いにしてことなきをえたが、西園寺危篤の報を聞いた昭和天皇は、その死後のことに思いを馳せ、元老亡き後は内大臣が後継首班を奏薦することになるが、万一内大臣が欠員の場合にはいったい誰に下問すればよいか、西園寺に尋ねるよう鈴木貫太郎侍従長に命じた³³⁾。元老死後の後継首班決定の方法について、西園寺の上奏では不明な点を昭和天皇があらたに下問したわけである。もっとも下問のことを西園寺が聞いたのは、その健康が回復した8月に入ってからで、興津を訪問した内大臣の牧野から伝えられた。西園寺は「極めて重大の事なれば十分考慮すべく、今秋出京の折相談の上奉答したし」と述べて、即答を避けた（牧野402）。

しかし、西園寺の健康状態はその年秋の上京を許さなかったもので、西園寺は鈴木侍従長を興津によんで、回答の執奏を依頼した。その内容は「御下問の如き場合には宮内大臣へ御下問願上度、内大臣人選の事に付ても同様に考慮致す」というものであり、さらに「西園寺が元気に致し居る間は御思召しに依り御下問を拝する事あらば謹んで奉答仕る事は勿論の事なり」と申し添えた（牧野423）。つまり、西園寺健在の間は現行どおり「元老・内大臣協議方式」で行き、その死後は内大臣が後継首班奏薦の任にあたるが、内大臣も欠けていない場合には宮内大臣がその役目を引き受けるべしとの増補を付し、さらにその場合には内大臣の後継人事も宮内大臣が取り扱うとの付則を追加したのである。ここでも西園寺は、内大臣欠員の場合は枢密院議長に御下問されるべしとは答えなかった。この回答にあたり、ロンドン海軍軍縮条約をめぐる枢密院の動向が西園寺の念頭にあったのだと思われるが、牧野の枢密院改造論もまったく考慮の外におかれていたわけではなかろう。

なお、この問題については、翌31年の5月西園寺が2年ぶりに昭和天皇に拝謁した際に再度話題にのぼったらしく、拝謁後昭和天皇は鈴木侍従長に「内大臣欠員の場合は宮内大臣之を兼任し、徐ろに其後任者を銓衡する事とすべし、此事は記録に書し置くべし」と命じている（牧野451）。おそらく宮内大臣がそのままの資格で後継首班を奏薦したのでは、宮中と府中の別を紊すとの非難を生みかねないので、宮内大臣が臨時に内大臣を兼任して内大臣の資格で天皇の下問に答えるのがよいと西園寺が進言し、このような修正がほどこされたのであろう。これにより、元老消滅後は内大臣がその機能を継承するとの既定方針はさらに首尾一貫したものとなった。

7 「元老・内大臣協議」から「元老・内大臣・重臣協議」へ

右にみたように、西園寺は「御下問範囲拡張」に終始反対であり、平田との合意でレールを敷いた「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」に強く固執しつづけた。それゆえ、いかに非常事態とはいえ、5・15事件後に重臣との協議を余儀なくされたのは、西園寺としてははなはだ不本意だったにちがいない。いずれにせよ、西園寺としては今回の措置を一回限りの特例として、次の政変時にはもとの「元老・内大臣協議方式」に復帰するのか、それともこれを先例にして奏薦方式を変更するのか、早晩牧野との間で協議・決定しなければならぬ立場に立たされたのである。

先に話を切り出したのは西園寺の方であった。5・15事件から3ヶ月ほど後の8月12日、一木宮相の進退問題を相談に御殿場に來た牧野に、西園寺は「政変の場合には此前御注意もあり、三、四の人々に総〔相〕談したる端緒に随ひ、内大臣主裁して旨を奉じ談合の上奉答相成る様に今後は御運びの程を希望す」と述べた（牧野514）。後日牧野が木戸に告げたところでは、西園寺は奏薦方式の変更にとどまらず、「元老の御優遇も高齢病弱なれば御辞退し度しとの意」を洩らしもした³⁴⁾。

西園寺の意は明らかで、今後後継首班の奏薦にあたっては、元老を除外し、内大臣が主宰する重臣の会議（「(元老ぬきの)内大臣・重臣協議方式」）によ

ることとし、自分は元老をやめたいと、打ち明けたのである。好意的に解釈すれば、今後予想される難局を前にして、自らの毫碌ぶりと無力さを身にしみて感じた西園寺が、もはや天皇の信任に応えられぬと、いさぎよく身を引く覚悟を固め、元老引退後の処置について内大臣に提言したということになるが、もちろんことはそれほど単純ではない。

何度も繰り返すが、西園寺は自分が健在の間は「元老・内大臣協議方式」を堅持するつもりだったのであり、「御下問範囲拡張」には終始否定的であった。牧野の忠告にしたがい、心ならずも重臣との協議を採用したが、この状態が常例となり、自分が敷いた「元老・内大臣協議方式」の維持・継続が無理ならば、いっそ元老をやめたほうがよいと考えていたのではないだろうか。あるいは、後継首班候補を天皇に推薦するにあたって、自分一個の判断にまかされずに、気心の知れぬ何人もの重臣の意見を聞かねばならぬようでは、元老の存在意義はないと思ったのかもしれぬ。もっとも、西園寺の真意が元老の辞退に重点を置くものだったのか、それとも今回の奏薦方式が慣例となることへの反対を主にしていたのか、にわかには判断しがたい。いずれにせよ、牧野に話を切り出した時点では、西園寺にとり選択肢は二つであり、従来通りの「元老・内大臣協議方式」か、そうでなければ「(元老ぬきの) 内大臣・重臣協議方式」のいずれかであった。

ところが、牧野の命を受け木戸内大臣秘書官長が作成した内大臣府案は、左のように、元老が主宰して内大臣以下の重臣と協議する「元老・内大臣・重臣協議方式」をその内容とし、斎藤奏薦時にとられた方式を明文化したものであったから、西園寺の考えとは大きく食い違っていた。

爾今内閣総辞職願出ノ場合次ノ内閣組織者御下命ノ手續ハ左記ニヨリ之ヲ
処理スルコト

記

一、内閣総理大臣総辞職ヲ願出タル場合内大臣ハ 陛下ノ御下問ニ対シ元老ニ御下問相成度旨奉答ス

一、元老ヲ召サレ御下問アラセラル

- 一、元老ハ他ノ重臣ト共ニ協議シテ奉答致度旨ヲ奉答ス
- 一、重臣ヲ召サレ元老ト共ニ協議スベキ旨御言葉ヲ賜フ
- 一、宮殿内ニ於テ協議ヲ行フ
- 一、右協議ニハ勅命ニヨリ内大臣参加ス
- 一、協議ノ結果ハ元老ヨリ奉答ス

備考

- 一、重臣ノ範圍ハ枢密院議長、内閣総理大臣タル前官ノ礼遇ヲ賜ハリタル者トス、但シ特ニ必要アリト認ムルトキハ内大臣ノ奏請ニ依リ特別ノ決定ヲ為スコトアルベシ³⁵⁾

このような案になったのは、「元老を除外する事の不可能」(牧野514)を主張する牧野の意向によるが、このような形の「御下問範囲拡張」に牧野がもともと違和感をもっていなかったのは既に見てきたとおりである。

32年の12月15日、木戸は上の内大臣府案をもって西園寺を訪ね、意見を求めた。西園寺の意に反して元老を除外しなかった理由として、木戸は、西園寺が生存中には元老の廃止は困難であり、また元老を除外して内大臣が奉答主体となれば内大臣の地位が極めて重要となる結果、かえってその地位が動揺するおそれがあることを、指摘した。しかし西園寺の考えは変わらず、「自分は最早頽齡で身体も弱るし責任もとれず、始終政治に注意し居るのも苦痛だから、元老を拝辞したいと思って居る」と、重ねて元老辞退の希望を述べた。木戸は、軍人が幅をきかしはじめ、政治家が極めて低調な態度に終始している今日の時勢において「政治は真に元老の双肩にかゝれる様に思ひます」と述べ、昭和天皇も決して西園寺の引退を認めようとはしないだろうと、翻意を求めたが³⁶⁾、結局この日は結論のでぬままに終わった。

翌33年1月7日に再度木戸は西園寺を訪ね、この問題に決着をつけた。結論から言えば、西園寺は元老辞退を思いとどまり、また奏薦方式についても内大臣府案を承諾したのである。ただし、西園寺の希望を容れて原案に修正が加えられた。上に引用史料の前文に「当分ノ内」という字句を加え、さらに第三項に「元老其ノ必要ヲ認メタルトキハ」を挿入したのである³⁷⁾。つまり西園寺

は内大臣府の「元老・内大臣・重臣協議方式」を承認したが、それは「当分ノ内」の暫定的措置としてであり、かつ重臣との協議をするしないの選択権を西園寺が留保する旨明記されたからであった。西園寺がその必要なしとすれば、重臣との協議ぬきで従来の「元老・内大臣協議方式」に復帰できる余地が残された。この変更を条件に、西園寺は「元老・内大臣・重臣協議方式」の採用を容認したのだった。

妥協案にはさらに鈴木侍従長による修正が加えられ、最終的に1月27日に元老、内大臣の間で合意が成立した³⁸⁾。それは2月28日鈴木侍従長から昭和天皇に内奏され、その承諾を得て確定する。平田内大臣時代にはじまった「元老・内大臣協議方式」は廃棄され、「元老・内大臣・重臣協議方式」へと移行したのであった。「御下問範囲拡張」が制度化されたと言ってよいだろう。

次の岡田内閣の成立の際には、この方式にのっとり後継首班奏薦が行われた。面白いことに、いざ実行に移す段になって、原案作成者たる内大臣府側がその忠実な履行に消極的な態度をみせ、逆に西園寺のほうが重臣会議の招集を強く主張するといった逆転現象が見られた。

斎藤内閣総辞職の時点で、「枢密院議長、内閣総理大臣タル前官ノ礼遇ヲ賜ハリタル者」との規定に該当しそうな人物は、一木（枢密院議長）、高橋、清浦、若槻、斎藤の五人であった。山本権兵衛は前年12月に他界しており、5月初めに倉富が辞職して代わりに一木の起用となった。よく知られているように、副議長平沼の昇進を抑えて、一木が返り咲いたのは西園寺の強い推挙による。ところが、次の政変では新方式によって後継首班の選定を行いたいとの西園寺の意向を伝えられた牧野は、現内閣の閣員たる斎藤、高橋の参加は好ましくなく、また政党総裁の若槻も協議に加わるには不適だとして、一木、清浦だけの重臣会議を主張した。木戸が原田に語ったところでは、牧野は清浦を准元老にするつもりで「二押も三押もしてみたい」考えであった³⁹⁾。それではあまりにも清浦の地位が高くなりすぎて、西園寺は賛成しないとみた木戸は、首相経験者を一人もまじえずに元老、内大臣、枢密院議長のみで協議するべしと主張し、結局それが内大臣府案となった⁴⁰⁾。

木戸から牧野案と木戸案の両方を聞かされた西園寺は、「清浦一人を準元老みたいにして参加させることは、害あつて寧ろ益のないことである」と牧野案に反対し、さらに「やはり前に奏請した通り前総理全部を召されて、陛下から『元老の御下問奉答を援けろ』と御言葉を賜はるのがよい」と木戸案も退けた⁴¹⁾。その理由を西園寺は、「たゞ僅かに内大臣とか、枢密院議長とかの限られた少数の者で相談して、元老が御下問に奉答するといふことは、頗る専制的で危険なことに思はれる」と原田に語ったが⁴²⁾、あれほど「御下問範囲拡張」に否定的であった西園寺の言葉とはとても思えない。5・15事件までその「頗る専制的で危険なこと」をやって来たのは外ならぬ西園寺その人ではなかったか。

西園寺の言葉が嘘でなければ、おそらくこういうことを言いたかったのだと思われる。政党政治時代は「憲政の常道」にしたがって後継首班を推薦したので、「元老・内大臣協議方式」をとっていても、間接的に首相人事に世論を反映することができた。しかし、そのルールが破綻した後、元老・内大臣・枢密院議長だけで後継首班を推薦したのでは、天皇は民心のあるところを見定めて総理大臣を選任するとのたてまえが信頼されなくなるおそれがある。首相の人事が天皇とその側近の恣意に左右されるとなれば、「その反動として軍人と国民とが一緒になり、その結果、皇室を怨むといふやうなことが出来」かねない。それを防止するためにも、政党の総裁を含む首相経験者全員の意見を聞くべきである、と⁴³⁾。

もっとも、西園寺が首相経験者の全員参加を強く主張したのは、右に述べた以外にも理由があった。西園寺が次期政変では昨年定めた新方式で行きたいとの意向を原田に示したのは1934年5月25日だが、その話をする前に原田から斎藤首相の、自分の後継候補としては岡田啓介がもっとも適当と思うとの伝言を聞いている。原田は、斎藤内閣の延長内閣を組織させるため、密かに岡田擁立工作を進めており、準備が整ったことをこの日西園寺に報告したのである⁴⁴⁾。二度海軍大臣を務めたとはいえ、岡田は首相候補としては予想外の人物であり、西園寺としても冒険だったにちがいない。それゆえ、元老の一存で

はなくて、広く重臣の意見も聞いた上で推薦したとの形をとりたかったのだと思われる。また、重臣会議を自分の思う方向にリードするには、岡田の後援者である斎藤や高橋の出席が望ましいわけで、事実、実際に開かれた重臣会議の席上で、岡田後継案の口火を切ったのは西園寺ではなくて、斎藤だった⁴⁵⁾。西園寺が牧野の反対を抑えて重臣会議の招集を強く主張したのは、西園寺の考える政権構想、すなわち陸軍が推す平沼や加藤寛治の組閣をおさえ、岡田に斎藤内閣の延長内閣を組織させるため必要だったからであろう。

重臣会議方式は、この岡田内閣の時に一度行われただけで、その後の広田内閣、宇垣流産内閣、林内閣のいずれにおいても招集されなかった。ただし、重臣の関与がまったくなかったわけではない。広田内閣の時には斎藤内大臣が暗殺されたため、一本枢密院議長がその役目を代行し⁴⁶⁾、西園寺は一本と湯浅倉平宮内大臣を相談相手とし、初めは近衛を、近衛の辞退後広田を推薦した。その次の宇垣奏薦にあたっては、興津の西園寺のもとへ協議におもむく前に、湯浅内大臣が平沼枢密院議長の意見を聞いている。宇垣が大命拝辞した後は西園寺と湯浅の再協議により「第一候補平沼、第二候補林」に決定した。重臣会議は開かれなかったが、枢密院議長の関与がみられるので「元老・内大臣協議方式」に完全に復帰したとも言い難い。

宇垣内閣の流産と林内閣の成立を見た西園寺は今度は本気で元老辞退を考える。「もはやそれは手段ではなく本心であった」⁴⁷⁾。湯浅や木戸の強い反対で西園寺は元老辞退を思いとどまるが、そのかわりに西園寺の意向をくんで、新しい後継首班奏薦手続きが決定された⁴⁸⁾（1937年4月）。それは内大臣が元老にかわって下問を受け、奉答主体となるが、ただし元老との協議を必須要件とするというものであった。また、重臣との協議を必要とするかどうかの選択も内大臣の判断に委ねられた。すなわちこの改定により、元老と内大臣の地位が入れ替わり、「元老・内大臣・重臣協議方式」から「内大臣・元老協議方式」ないし「内大臣・元老・重臣協議方式」へと移行したのである。西園寺は元老の地位にとどまったが、彼自身の本来の考えからすれば、もはや100パーセントの元老とは言えず、半元老とでも言うべき存在となった。さらに西園寺にと

り最後の政変となる第2次近衛内閣の成立の際には、老齢を理由に後継首班候補の推薦を辞退した。その死に先立って、西園寺は元老たることを自ら放棄したのである。これ以降、後継首班奏薦手続きは「内大臣・重臣協議方式」へと移行する。元老制度の終焉にほかならない。

おわりに

1924年7月の松方の死（厳密にはその前月の加藤高明の後継首班奏薦）から5・15事件で犬養内閣が倒れるまでは、「一人元老制」のもとで「元老・内大臣協議方式」がとられていた。日清戦争後にはじまり西園寺の死によって幕を閉じる元老制度の歴史をふりかえってみると、このような時期はそれ以前にも、それ以後にも見いだせないことがわかる。

松方の死までは、明治・大正を通じて「複数元老制」が維持された。後継首班奏薦方式は、明治天皇が健在の間はもっぱら「元老協議方式」がとられた。誰に何を聞けばよいのかよく弁えていた明治天皇は、侍従長が兼任する内大臣に後継首班候補のことを下問するなど、考えもしなかったにちがいない。大正天皇の治世になって、元老の協議に内大臣も参加するようになる。しかし、桂太郎をのぞけば大山巖、松方いずれも元老が内大臣になったのであり、内大臣として協議に参加したのか、元老として参加したのか判別は不可能である。すなわち平田が内大臣に就任するまでは、形式的には「元老・内大臣協議方式」だが、実質的にはそれ以前の「元老協議方式」の延長線上にあった。「元老・内大臣協議方式」がそうでなくなるのは、平田内大臣の時代からである。

5・15事件後は、本文で述べたとおり、西園寺の死までは「一人元老制」が維持されるが、奏薦方式は「元老・内大臣・重臣協議方式」に変化し、さらに「内大臣・元老・重臣協議方式」へと移行する。つまり、「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」は右にあげた時期に固有の制度だったのである。

言うまでもなく、この期間は「政党政治の時代」「政党内閣期」と呼ばれる時期とぴったり重なっている。言い換えれば、「政党政治の時代」は元老制度のあり方から言えば、「一人元老制」のもとで「元老・内大臣協議方式」がと

られた時代だと規定できるわけである。問題は、この一致が単なる偶然の産物なのか、それとも両者の間には何らかの必然性があるのか、そのいずれであるかだが、それを考える手がかりになるのが、「はじめに」で言及した吉野作造の「西園寺公の元老無用論」である。

吉野は、西園寺が自分の後継者に山本や清浦を推挙する意志もなく、さりとて元老にかわるべき天皇の最高諮問機関（内大臣、枢密院議長、宮内大臣、貴衆両院議長からなる）の設置にも乗り気でないのは、西園寺が「政党内閣主義」の立場に立っているからだと論じ、おおよそ次のような主張を展開した⁴⁹⁾。

政党内閣主義が慣行として定着すれば、政変の際には現在の首班に大命再降下となるか、あるいは野党第一党の総裁を次期首班候補に奏薦するか、いずれにせよ、候補者は有力政党の党首に限定されるのだから、現在元老が受け持っている後継首班奏薦機能は、たとえそれが維持されるとしても、自ずから形式的なものに落ち着かざるをえない。だとすれば、その役割を果たすのに、卓越した指南力や政治的閱歴、名声などが要求されることもない。内大臣一人に任せておいて十分であろう。元老による後継首班奏薦制度はこれを歴史的に回顧すれば、超然内閣擁護のための制度として発足したのだから、政党内閣主義へ移行すれば、その歴史的使命は果たし終えたとみるべきである。元老たる西園寺が元老制度をいまや自然消滅にまかせようとしているのは、彼が政党内閣主義を以て歴史の大勢とみなし、それは日本においても慣行として定着するに違いないし、また定着させなければならないとの展望を有しているからに相違ない。つまり、西園寺の「元老無用論」は彼の「政党内閣主義」を裏書するものである、と。

少なくとも5・15事件までの西園寺は元老をやめるつもりは少しもなかったから、彼が「元老無用論」だというのはちょっとした「言葉の綾」であって、正しくは「元老自然消滅論」（＝「元老再生産否定論」）と言うべきであろう。しかし、「一人元老制」及び「元老・内大臣協議方式」と「政党内閣制」の間に必然的な関係があることを、吉野の議論は明快に指摘している。「政党内閣制」が定着すれば、政権交代のルールが確立し、元老の後継首班奏薦機能は全く形

式的なものとなるから、それを見越して、またそうなることを期待しつつ西園寺は元老を自然消滅にまかせ、内大臣にその機能を移行させる方向を定めたのである、そう考えるのがもっとも理に適っているように思われる。少なくとも、西園寺が元老再生産の道を選択しなかった前提には、「政党内閣制」が定着し、「憲政の常道」論が政権交代のルールとして確立されるであろうとの将来的な見通しがあったことは疑いをいれない。

選挙で選ばれた議員に基盤をおく政党が政権を担当する制度は、西園寺の理想とする「立憲主義」すなわち「主権者たる天皇はどこまでも国民の気持ちを諒察され、その意のあるところを御心とされて政治を遊ばす」⁵¹⁾に適うばかりか、「主権者たる天皇」(とその側近)も民意がどこにあるのか諒察するのに、苦勞しなくてすむメリットがあった。

ところで、吉野の議論によれば「政党内閣主義」は必然的に「元老無用論」に帰着するから、「元老無用論」に立つ西園寺も当然に「政党内閣主義」にはかならぬという結論になるのだが、松本剛吉が日誌に書き留めた西園寺の言葉、たとえば「政党员や新聞記者杯には絶対極秘に付さねばならぬが、政変の場合は其時の事情に依り中間内閣でも可なり」(松本330)や「自分は二大政党論を他に語り、又政党の党首に非ざれば大命を拝すること六ヶしき様言ひ居るも、君だから御話するが、其時の模様にて中間内閣も已むを得ざることあるも計り難し」(松本558)などを知る後世の歴史家は、西園寺が世界の大勢として政党内閣制を望ましいとみていたのは確かだとしても、「まごう方なき政党内閣論者なることは明白である」とまで断言する吉野の評価には懐疑的であった。

たとえば伊藤隆は、「この時期の『松本剛吉政治日誌』による西園寺像はかなりこれとは異なっている」⁵⁰⁾と言い、これをうけた升味準之輔も「西園寺は、憲政常道を絶対的なものと考えていたであろうか。おそらくそうではない。彼は中間内閣の可能性をいつも忘れてはいなかった」⁵²⁾と述べるとともに、元老西園寺という絶対的な権威を介在させてはじめて「憲政の常道」がルール化されたのであると、「政党政治」のアイロニカルな現実を指摘し、「政党内閣主義」は必然的に元老を無用にするという吉野の前提そのものに疑いをなげかけ

た。

しかし、その後伊藤之雄により、この時期には元老や内大臣においても「憲政の常道」論が原則として受け入れられていたことを示す内大臣府の史料が紹介され、西園寺が松本に右のような言葉を洩らしたのは、松本に対するリップ・サービスかさもなければ野党の策動を牽制するためであって、「西園寺が平常時において官僚系内閣出現の可能性を本気で考えていたとは思われない」との批判がなされた⁵³⁾。私もまた、状況を考慮せずに西園寺が松本に語った言葉を過大に評価するのは慎むべきだと思う。

たしかに、西園寺は「中間内閣」の選択を自ら禁じるつもりはなかったという点で、100パーセント純粋な「政党内閣主義」ではないかもしれない。しかし、「政党政治期」に「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」にあれほど固執しつづけた西園寺の姿勢を見ると、吉野が指摘したように、「政党内閣制」の定着とともに後継首班奏薦機能そのものが形式化していくのは不可避であると、そう西園寺が認識していたと考えざるをえない。升味が言うように、元老西園寺なる「人格化されたルール」の存在があってはじめて「政権互譲のルール」が守られ、まがりなりにも「憲政の常道」にのっとり「政党政治」が定着しえたのだとすれば、元老西園寺は「政党政治」の守護者であり、「政党政治」にマッチした元老にほかならぬということになる。吉野が言いたかったのも、とどのつまりはそういうことであろう。そしてそれを可能にしたものこそ、すなわち誰の掣肘も受けずに「人格化されたルール」を適用するのを保障した制度こそが「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」なのである。その意味において、「政党政治期」は「一人元老制」と「元老・内大臣協議方式」の時代と規定できるのである。

1) 『官報』 号外1926年12月28日付。

2) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、1969年、198頁。

3) 升味準之輔『日本政党史論』第5巻、東京大学出版会、1979年、10、12頁。

4) 『原敬日記』第4巻、福村出版、1981年、125頁。

5) 伊藤之雄「元老の形成と変遷に関する若干の考察」『史林』60-2、86頁。

- 6) これより先、山県死の後にも（1922年5月）、清浦奎吾、伊東巳代治、後藤新平、犬養毅等が「政変の場合は枢密院に御諮詢になるやう企て居る」との噂が西園寺の耳に入ったことがあった。西園寺は「怪しからん事だ」と憤り、松本に真偽のほどを調べよう命じている（松本160）。すでにこの時点で、西園寺は「御下問範囲拡張」に反対であったことがわかる。
- 7) この時期の薩摩系の山本擁立運動、準元老化運動については鳥海靖「原内閣崩壊後における「挙国一致内閣」路線の展開と挫折」『東京大学教養学部人文科学紀要』第54輯（1972年）に詳しい。
- 8) 入江貫一「政変思出草」伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記 | 政変思出草』山川出版社、1981年、152頁。
- 9) 同前書194頁。
- 10) 同前書157頁。
- 11) 同前書194頁。
- 12) 「倉富勇三郎日記」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）大正13年2月6日条。
- 13) 「奈良武次日記」大正12年12月27、28、29日条。
- 14) 升味前掲書10、12頁。
- 15) 『岡部長景日記』柏書房、1993年、271、272頁。
- 16) 加藤房蔵編『伯爵平田東助伝』平田伯爵伝記編纂事務所、1927年、488頁。
- 17) 久邇宮朝融王婚約破棄事件については拙稿「久邇宮朝融王婚約破棄事件と元老西園寺」『立命館文学』542（1995年）を参照のこと。
- 18) 1924年初頭の牧野辞職問題の顛末については拙稿「牧野宮相の進退伺」『史』86（現代史懇話会、1994年）を参照のこと。
- 19) 牧野伸顕宛西園寺公望書簡（大正14年2月8日付）「牧野伸顕関係文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。立命館大学編『西園寺公望伝』別巻1、岩波書店、1996年、247頁。
- 20) 牧野伸顕宛入江為守書簡（大正14年2月3日付）「牧野伸顕関係文書」。
- 21) 「奈良武次日記」大正15年10月14日条。
- 22) 牧野伸顕宛西園寺公望書簡大正15年10月24日付「牧野伸顕関係文書」前掲『西園寺公望伝』別巻1、248頁。
- 23) 西園寺・牧野コンビによる第1回目の後継首班奏薦であった第2次加藤高明内閣の場合、牧野にとっては初めてであったためか、事前に西園寺と意見調整をしないままに勅使が御殿場に派遣された。勅使の入江為守に牧野の考えを問うても、要領を得ないため業を煮やした西園寺は、牧野を御殿場まで呼びつけて、その意見をただした（牧野221、222）。2回目からはこういうこともなく、事前に連絡をとりあって必ず意見の調整を行っている。
- 24) 高橋紘・栗屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中一侍従次長河井弥八日記』第1巻、岩波書店、1993年、22、29頁。以下『河井弥八日記』と略す。
- 25) 「奈良武次日記」大正15年12月28日条。
- 26) 『河井弥八日記』第1巻、65頁。

- 27) 『岡部長景日記』 272頁。
- 28) 「倉富勇三郎日記」昭和4年9月20日条。
- 29) 『岡部長景日記』 272頁。
- 30) 牧野伸顕宛西園寺公望書簡（昭和5年1月22日付）「牧野伸顕関係文書」前掲『西園寺公望伝』別巻1，253頁。
- 31) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第2巻，岩波書店，1950年，30頁。
- 32) 木戸日記研究会編『木戸幸一日記』上巻，東京大学出版会，1966年，94頁。
- 33) 『河井弥八日記』第4巻，48頁。
- 34) 『木戸幸一日記』上巻，191頁。
- 35) 同前書206頁。
- 36) 同前書208頁。
- 37) 同前書212頁。
- 38) 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』東京大学出版会，1966年，143頁。
- 39) 『西園寺公と政局』第3巻，322，323頁。
- 40) 『木戸幸一日記』上巻，334頁。
- 41) 『西園寺公と政局』第3巻，325，328頁。
- 42) 同前書326頁。
- 43) 同前書328頁。
- 44) 同前書317頁。
- 45) 同前書347，348頁。
- 46) 『木戸幸一日記』上巻，468頁。
- 47) 立命館大学編『西園寺公望伝』第4巻，岩波書店，1996年，388頁。
- 48) 『木戸幸一日記』上巻，559頁。
- 49) 吉野作造「西園寺公の元老無用論」『中央公論』1926年9月号（『吉野作造選集』第4巻，岩波書店，1996年所収）。
- 50) 伊藤隆前掲書198頁。
- 51) 『西園寺公と政局』第3巻，325頁。
- 52) 升味前掲書18，13頁。
- 53) 伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』山川出版社，1987年，212頁。

付記

「奈良武次日記」の利用については筑波大学の波多野澄雄氏の御好意に多くを負っている。
記して感謝の意を表したい。